



- I. 内部通報制度の整備・運用に関するガイドラインの公表
- II. 従業員による持株会への拠出金の増額又は新規加入をインサイダー取引で勧告した事例

2017年  
2月号

## I. 内部通報制度の整備・運用に関するガイドラインの公表

執筆者: 山田 将之

昨年(平成 28 年)12 月に、消費者庁が「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を公表しました。これは、平成 17 年 7 月に公表された「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を約 11 年ぶりに改正したものです。

今回の改正は、①通報者の視点、②経営者の視点、③中小事業者の視点、④国民・消費者の視点という 4 つの視点から見直しを行ったとされています。これらの視点は、それぞれ、①安心して通報できる制度の創設、②経営者がコミットする部分/しない部分の明確化、③事業規模に応じた実効性のある制度の創設、④通報に基づく社内調査体制等の整備と言い換えられるかもしれません。

改正ガイドラインによる主な改正点は、以下の 4 点です(平成 28 年 12 月 9 日消費者庁ニュースリリースより)。

- ① 通報者の視点: 通報者の匿名性の確保等及び通報者に対する不利益な取扱いの禁止を徹底するとともに、自主的な通報者に対する懲戒処分等の減免措置(社内リニエンシー)について明記
- ② 経営者の視点: 経営幹部が果たすべき役割を明確化し、経営幹部からも独立性を有する通報ルート of の整備及び内部通報制度の継続的な評価・改善について明記
- ③ 中小事業者の視点: 各事業者の規模や業種等の実情に応じた適切な取組を促進する旨を明記
- ④ 国民・消費者の視点: 法令違反等に対する社内調査・是正措置の実効性の向上について明記

改正点のうち、多くの企業において検討が必要と思われる事項としては、例えば、以下のような点があります。

まず、①について、改正ガイドラインでは、通報者の特定につながり得る情報を伝達する場合には、伝達範囲を必要最小限に限定するほか、伝達する相手に秘密保持を誓約させることなどが必要であるとされました。情報伝達範囲を最小限に留めることはルールとして定めている企業も少なくないと思いますが、伝達する相手に秘密保持の誓約までさせている企業はあまりないのではないかと思います。今後は、今まで以上に情報伝達範囲や情報伝達ルールの明確化を検討する必要がありそうです。

また、改正ガイドラインでは、「法令違反等に関与した者が、自主的な通報や調査協力をする等、問題の早期発見・解決に協力した場合には、例えば、その状況に応じて、当該者に対する懲戒処分等を減免することができる仕組みを整備する」こと(いわゆる社内リニエンシー)が提案されています。社内リニエンシーについては、違反行為をやったのに軽い処分ですむとすれば、かえって他の従業員のコンプライアンスの意欲を削ぐことになりかねないという問題もあり、また、懲戒処分を減免するかどうかは違反の内容など個別の事情に大きく左右されるので、改正ガイドラインを踏まえても、自主的な通報や調査協力が懲戒処分の判断に

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

当たって考慮要素となり得ることを示す程度に留まることになるのではないかと考えられます。

さらに、改正ガイドラインは、通報の受付や通報対応について中立性・公正性に疑義が生じるおそれがある法律事務所の起用を避けることとしています。これは顧問弁護士に通報窓口や通報対応を依頼すると、通報制度の中立性・独立性が失われる場合があるのではないかとの問題意識に基づくものです。しかし、会社の事業内容や社内体制をよく知る顧問弁護士が通報窓口や通報対応を行うことが適当な場合もあり、特に中小企業においては顧問弁護士以外に適任者を見つけるのは難しい場合もあることから、必ずしも顧問弁護士に通報窓口や通報対応を依頼することが否定されるわけではないと考えられます。この点、改正ガイドライン案に対するパブリックコメント回答でも、改正ガイドライン案の記述は「特に顧問弁護士について言及しているわけではありませぬ」とし、「どのような場合にその起用を避けるべきかは、具体的な事案ごとに実質的に判断されるべき問題であると考えられ、一律に述べることは困難であると考えます」との意見が示されています。このように顧問弁護士の起用が否定されるわけではないとしても、事案によっては調査を顧問弁護士以外の弁護士に依頼するなど、事案ごとに調査の中立性・公正性が維持されているかどうかを検討する必要があるでしょう。

また、②に関して、改正ガイドラインは、通報窓口を利用できる者の範囲を、従業員のほか、役員、子会社・取引先の従業員、退職者等まで幅広く設定することが適当であるとしています。最近では子会社の社員や下請企業等も利用できる通報制度を整備している企業も増えつつありますが、ガイドライン改正を機に、今一度、通報窓口の利用者の範囲等を確認する必要があると考えられます。

注目すべき点として、改正ガイドラインは、内部通報制度について、内部監査や中立・公正な第三者等を活用した客観的な評価・点検を定期的実施することが必要であるとし、定期的な評価・点検が必要な事項の一例として、「本ガイドラインに準拠していない事項がある場合にはその理由」を挙げています。そのため、ガイドラインを意識し、自社の制度及びその運用がガイドラインに沿った内容となっているかを定期的に見直す必要があります。そして、改正ガイドラインでは、内部通報制度の評価・点検の結果を CSR 報告書やウェブサイト等でアピールすることや、内部通報制度の整備・運用状況をサプライチェーン等全体で確認・評価することが適当であるとされています。改正ガイドライン案に対するパブリックコメント回答によれば、内部通報制度の評価・点検の結果を有価証券報告書や株主総会の招集通知等に記載することに関して、「CSR 報告書やウェブサイト等」でアピールするというのは例示であり、「各事業者の規模や業種・業態等の実情に応じた適切な取組を行うこと」が求められるとされています。したがって、通報制度は外部の第三者の目に触れ評価を受ける可能性があるという意識をもって制度作りを検討する必要があるでしょう。

以上



やまだ まさゆき  
山田 将之

西村あさひ法律事務所 弁護士  
m2.yamada@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2012-2013 年、プルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

## Ⅱ. 従業員による持株会への拠出金の増額又は新規加入をインサイダー取引で勧告した事例

執筆者: 木目田 裕

極めて注目すべきことに、平成 29 年 2 月 24 日に証券取引等監視委員会(以下「SESC」と言います。)が、従業員による持株会への拠出金の増額又は新規加入について、内部者取引(インサイダー取引)で課徴金の勧告を行いました([http://www.fsa.go.jp/seesc/news/c\\_2017/2017/20170224-1.htm](http://www.fsa.go.jp/seesc/news/c_2017/2017/20170224-1.htm))。

SESC が勧告した違反事実は、概要、「課徴金納付命令対象者合計 7 名は、M 社の社員又は社員であった者であるが、同人らとその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、D 社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、M 社従業員持株会への自らの拠出金を増額又は M 社従業員持株会へ入会し、上記事実の公表がされた平成 27 年 12 月 11 日より前の同年 10 月 26 日及び同年 11 月 26 日、M 社の他の従業員持株会会員と共同して M 社株式合計 400 株を買

い付け、自己の計算において、上記増額行為又は入会行為に係る拠出金等合計で各持分合計を得たものである」というものです。

勧告された課徴金の額は、上記7名のうち、2万円が2名、4万円が1名、5万円が1名、9万円が1名、11万円が1名となっています。これは、従業員持株会への拠出金増額や新規加入が金商法166条1項の「売買等」に該当するとして、インサイダー取引で摘発された初めてのケースです。

理論上、従業員持株会への拠出金増額や新規加入もインサイダー取引になり得るとされています。もっとも、本件の場合、SESCのウェブサイトでの説明だけですと課徴金勧告が相当な事案なのかどうか、明らかではありません。というのも、①このような少額の課徴金賦課にとどまる案件に人的リソースを投入することは、税金で運営されるSESCとして、費用対効果の観点から合理的なのかどうか、②(実際の事実関係によりますが、)もし、違反行為者が、当該インサイダー情報を知ってはいたが、インサイダー取引を行うという意思まではなかったという事案だとすると(うっかりインサイダーに類似するような事案など)、本件の摘発・課徴金賦課が役職員の自社株投資に与える萎縮効果は大きく、包括的知前契約・計画の適用除外の創設・活用などに見られる近時の政策や証券市場関係者の努力に水を差すことになりやしないか、と思います。

それ故、本件に関しは、摘発価値を導く事情としてどのような事情があったのか等について、SESCによる詳しい説明が求められるところです。

以上



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。